

第7期第4回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日(月) 午後2時00分から午後2時25分

2. 開催場所 穂別町民センター ツツジホール

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	△	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	△
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第8 議案第3号 農地移動適正化あっせんに関する件

第9 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買い入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第10 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

第11 議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

- 事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
- 会長 【会長挨拶】
- 議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席は、6番・梅藤 勝委員、25番・藤江政利委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第4回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。
- 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、7番・山谷和彦委員と8番・宇南山浩利委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、両名に決定をいたしました。
- 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案6件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
- 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。
- それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主 事 【報告第1号、説明】
- 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。
- 議案書2ページをお開き願います。
- 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。2件・5筆・63, 191㎡となっています。
- 1番は、農地保有合理化事業に先立ち、所有者が北海道農業公社になるため解約するものです。
- 2番は、借主の■■■■さんが経営の見直しをするため、解約するものです。
- 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。
- (異議なし)
- 議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

議長 続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
10月につきましては、議案に記載のとおり、10月11日に川東地区委員会を開催しております。

川東地区委員会では、あっせんの申出5件について、1件については申出内容・譲受候補者等適当と判定し、4件については農地中間管理機構の購入が必要と判断したところです。なお、あっせんの申出内容につきましては、4ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

(異議なし)

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第3号「農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」について、ご報告申し上げます。

6ページをご覧ください。

本年8月25日に実施しました農地パトロールで、農地の利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果となりますが、本年度の調査においては、6ページのNo.1番から7ページNo.21までの合計21件35筆、面積として49,766㎡が現状の状況において、原野化・雑種地化・山林化しており、農地として再生を目指さない土地とし、再生利用が困難な農地、通称B分類として判断されましたので、ご報告いたします。

なお、農地法の運用についての規定に基づき、利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った年内において、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行わなければならないこととされております。つきましては、このあとの、議案第6号にて、ご審議いただくこととなりますことを申し添え、報告といたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書9ページをお開き願います。
譲受人であります■■■■さんの要望により、当該地を売買する案件です。
事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10ページから11ページに、調査書、図面を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。
■■■■さんが■■■■さんに農地を売買する案件ですが、取得後は南瓜等を作付けする計画となっています。
これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第7 議案第2号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 議案第2号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。
議案書13ページをお開き願います。
申込者は、この後、議案第3号、第4号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる■■■■さんと■■■■さんです。
あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今

主 査 回、申し込みを受けたものです。なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第8 議案第3号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第3号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書15ページお開き願います。

譲受適格者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん、あっせん委員は、XXXXXXXXXXに出席していただきまして、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXあっせん会議を行う予定でございます。

以上、1件の実施につきまして、16ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第9 議案第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。

主 査	<p>議案書 18 ページをお開き願います。</p> <p>本件につきましては、地区委員会のご報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。なお、19 ページから 26 ページまで、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 10 議案第 5 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>議案第 5 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 28 ページをお開き願います。</p> <p>申請地は、願出人の■■■■さんほか■■■■の所有地ですが、公簿地目が普通畑となっており、願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認しております。29 ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

議長 質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」について、ご説明を申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

31ページのNo.1番から32ページNo.21番までの合計21件・35筆、49,766㎡を、報告第3号において、ご説明いたしましたとおり、再生利用が困難な農地、通称B分分類を判定するものです。

対象地の所有者等の詳細については、事前に議案書を配布しておりますことから、対象地の読み上げはいたしません。利用状況等調査日、再生利用が困難な農地の把握年月日については、いずれも本年農地パトロールを実施した、令和3年8月25日で、対象地の現況の状況につきましても、原野化・雑種地化・山林化など、農地に該当しない状況となっております。以上のことから、21件、35筆、総面積49,766㎡を、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり、承認後は、対象所有者に対し、非農地通知を行い、関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし、通知いたします。なお、33ページから51ページまで、対象地の図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。